

学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画（素案）に
寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 11 日（月）から平成 30 年 1 月 19 日（金）まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報（12 月 11 日号）・区ホームページへの掲載

区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、企画課での閲覧

イ 説明会の開催

| 開催日および会場 | | 参加人数 |
|-------------------|------------|------|
| 平成 29 年 12 月 17 日 | 学校教育支援センター | 13 名 |
| 平成 29 年 12 月 18 日 | 勤労福祉会館 | 4 名 |
| 平成 29 年 12 月 19 日 | ココネリ 3 階 | 7 名 |
| 平成 30 年 1 月 11 日 | 関区民センター | 6 名 |
| 平成 30 年 1 月 12 日 | 光が丘区民センター | 38 名 |
| 合計 | | 68 名 |

素案説明会は「練馬光が丘病院改築基本構想」（素案）と同時開催

ウ 地元説明会の開催

- ・ 田柄町会
- ・ 光が丘地区連合協議会
- ・ 光が丘第三アパート自治会

地元説明会は「練馬光が丘病院改築基本構想」（素案）と同時開催

(3) 意見件数

22 件（12 名）

2 寄せられた意見の内訳

| 項目 | 意見件数 |
|--------------------------|------|
| 1 計画策定の目的と経緯 | 6 |
| 2 活用する学校跡施設の概要 | |
| 3 光が丘第四中学校跡施設の活用計画 | 2 |
| 4 光が丘第四中学校を利用している事業等への対応 | |
| 5 光が丘第七小学校跡施設の活用計画 | 1 |
| 6 学校跡施設活用にあたって配慮すべき事項 | 10 |
| 7 実施スケジュール(予定) | |
| 8 その他、上記以外のもの | 3 |
| 合計 | 22 |

3 意見に対する対応状況

| 対応区分 | 件数 |
|----------------------------|----|
| 意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの | |
| ○ 素案に趣旨を掲載しているもの | 3 |
| 素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの | 1 |
| 事業実施等の際に検討するもの | 8 |
| 趣旨を反映できないもの | 2 |
| その他 | 8 |
| 合計 | 22 |

4 寄せられた意見と区の考え方

| 番号 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|--------------|--|--|------|
| 1 計画策定の目的と経緯 | | | |
| 1 | <p>病院の建設予定地を旧光が丘第七小学校から光が丘第四中学校へ変更した経緯は、もっと住民にわかりやすく、誤解のないように説明する必要があったのではないか。</p> | <p>これまで、旧光が丘第七小学校敷地に光が丘病院を移転・改築する方向で検討を続けてきましたが、交通アクセス、周辺住環境への配慮などの課題があり、基本構想の策定に至らない状況が続いていました。</p> <p>そのような中、昨年7月、学校設置条例の一部を改正する条例の可決により、光が丘第四中学校の閉校が決定するという大きな状況の変化がありました。</p> <p>区では、閉校後の光が丘第四中学校の跡施設活用について検討を行うため、地元関係者、公募区民、有識者を交えた検討会議を設置し、検討を開始しました。</p> <p>昨年11月に提出された検討会議からの報告をもとに、区として光が丘第四中学校を病院の移転・改築先とする活用計画素案を12月にまとめました。</p> <p>病院建設予定地変更の経緯が分かりにくいというご意見については真摯に受け止め、今後も機会を捉えて区民の皆様へ情報提供していきます。</p> | |
| 2 | <p>素案を作るにあたり、学校跡施設活用検討会議および練馬光が丘病院改築基本構想懇談会</p> | <p>各検討組織の委員名は「学校跡施設活用検討会議報告書」および「練馬光が丘病院改築に係る</p> | |

| 番号 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|----|--|--|------|
| | <p>から意見をもらったとのことだが、そのメンバーを明らかにしてほしい。</p> | <p>基本構想策定懇談会提言」巻末に掲載しています。</p> | |
| 3 | <p>平成 22 年に策定された「学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画」では旧光が丘第七小学校は病院関連用地として活用するとあり、27 年の病院改築の検討の際もそのままだった。</p> <p>それから 2 年後の今では、光が丘第四中学校を病院の建設地とすると方向が変わったが、区の中で、いつどこがこの決断をしたのか。</p> | <p>これまで、旧光が丘第七小学校敷地に光が丘病院を移転・改築する方向で検討を続けてきましたが、交通アクセス、周辺住環境への配慮などの課題があり、基本構想の策定に至らない状況が続いていました。</p> <p>そのような中、昨年 7 月、学校設置条例の一部を改正する条例の可決により、光が丘第四中学校の閉校が決定するという大きな状況の変化がありました。</p> <p>区では、閉校後の光が丘第四中学校の跡施設活用について検討を行うため、地元関係者、公募区民、有識者を交えた検討会議を設置し、検討を開始しました。</p> <p>昨年 11 月に提出された検討会議からの報告をもとに、区として光が丘第四中学校を病院の移転・改築先とする活用計画素案を 12 月にまとめました。</p> | |
| 4 | <p>光が丘第四中学校の閉校決定は、あまりにも早いものだった。日本の中で最速で、悪しき事例だ。</p> | <p>光が丘第四中学校は、生徒数の減少により、望むべき教育環境を確保することが困難となったことから、条例が可決され、閉校の決定に至りました。</p> | |

| 番号 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|---------------------------|--|---|------|
| 5 | <p>光が丘一部の方々の会議で方向性を決定、素案ができ、説明会を開催すれば、正式決定。何故、最初に光が丘の組織への協議、懇談なのか。</p> | <p>学校跡施設活用基本計画（素案）および練馬光が丘病院改築基本構想（素案）は、光が丘地区以外にお住まいの方にも参加いただき、検討を行っており、一部の方々の意見のみで作成したものではありません。</p> <p>なお、広くご意見を伺うため、光が丘地域だけでなく練馬・大泉・関地域の皆様、田柄町会等の周辺住民の皆様にも説明の機会を設け、ご意見を頂いています。</p> | |
| 6 | <p>光が丘第四中学校の統廃合については、跡地に病院をつくるという話が先にあるのではないか。</p> | <p>光が丘第四中学校は生徒数、学級数の減少が続き、望むべき教育環境を確保することが困難となったことから、条例が可決され、閉校の決定に至りました。</p> <p>あくまでも子どもたちの教育環境を考えてのことであり、病院ありきで閉校するものではありません。</p> <p>学校跡施設活用および練馬光が丘病院の移転・改築の検討を開始したのは、平成 29 年練馬区議会第二回定例会において、学校設置条例の一部を改正する条例が可決された後のことです。</p> | |
| 3 光が丘第四中学校跡施設の活用計画 | | | |
| 7 | <p>学童の待機児童解消のため、「ねりっこクラブ」にも対応できるような光が丘第四中学校</p> | <p>光が丘第四中学校跡施設については、練馬光が丘病院の移転改築先として活用することか</p> | |

| 番号 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|------------------------------|---|---|------|
| | の跡施設活用を検討してはどうか。 | ら、「ねりっこクラブ」を整備する予定はありません。 | |
| 8 | 光が丘第四中学校については、教室、体育館をそのまま使用し、ボランティア活動を行う希望者、希望団体に貸し出してはどうか。 | 病院の整備は区の喫緊の課題の一つであり、早期実現が区民に望まれていることから、今回の活用計画に盛り込んでいます。 既存区立施設では、ボランティア活動等への施設の貸し出しを行っています。 | |
| 5 光が丘第七小学校跡施設の活用計画 | | | |
| 9 | 練馬区は病床数が 23 区最下位であることから、現病院の跡地や光が丘第七小学校跡地への増床も検討すべきではないか。 | 現病院は、今後、建物や設備の調査を行い、その結果や将来の区民ニーズを踏まえ、幅広い視点で最も効果的な活用方法を検討します。 また、光が丘第七小学校跡施設については、一時移転施設としての活用終了後、行政需要、社会情勢を踏まえ、新たな活用を検討します。 | |
| 6 学校跡施設活用にあたって配慮すべき事項 | | | |
| 10 | 光が丘東大通り沿いに植樹されているメタセコイアは落ち葉処理が大変であることから、伐採してほしい。 | みどりの維持・保全については、残せる樹木は可能な限り残す方針を踏まえ、総合的に検討していきます。 | |
| 11 | あまり高い木は残置する必要はないと思う。 | | |
| 12 | 敷地内に、かつてここに旧光が丘第七小学校や光が丘第四中学校があったという名残を残 | 「裸足で歩く道」等の既存施設を残すことについては、跡施設活用の際に検討します。 | |

| 番号 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|----|--|--|------|
| | すようにしてほしい。 旧光が丘第七小学校には、「裸足で歩く道」が、校庭南側にあるが、今後も残せないか。 | なお、過去に閉校・閉園した光が丘地域の小学校や幼稚園と同様に、学校教育支援センター内の統合記念室に、校旗、校名板等の学校の歴史を展示する予定です。 | |
| 13 | 旧光が丘第七小学校にも光が丘第四中学校にも桜があるが、伐採せずに残してほしい。 | 樹木の状態や施設配置案を考慮の上、残せる樹木は可能な限り残す方針です。 | ○ |
| 14 | 最近、幹の中が空洞になっているなど、倒木の危険のある桜も多い。桜に限らず、しっかり判別して、危険なものは伐採してほしい。 | 樹木調査を行い、倒木の危険がある樹木は伐採します。 やむを得ず伐採する際は、伐採した樹木の再利用を検討します。 | ○ |
| 15 | 病院改築にかかる一団地認定制度について、「十分に説明をする」という一行だけで片付けているのは納得いかない。 | 今回の素案説明会に限らず、新病院の整備にあたっては、機会を捉えて区民の皆様に丁寧に説明をしていきます。 | |
| 16 | 光が丘第四中学校の跡施設活用にあたっては、隣接する光が丘秋の陽小学校への配慮は絶対条件である。 区は光が丘秋の陽小学校の現況を把握しているのか。 本当に教育環境や周辺住環境に十分配慮するのか。 | 光が丘第四中学校の跡施設活用にあたっては、隣接する光が丘秋の陽小学校の教育環境に十分に配慮して進めていきます。 整備にあたっては、機会を捉えて説明会等を開催し、保護者や学校関係者からのご意見やご要望をお伺いしながら、丁寧に進めていきます。 | ○ |
| 17 | 光が丘まちづくり等を踏まえてとあるが、光が丘のまちづくりとは何か。 | 光が丘地区では、地区計画や建築基準法第 86 条の一団地認定制度を活用して、緑豊かで良好 | |

| 番号 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|----|--|--|------|
| | | <p>な住環境とにぎわいのある地域拠点としての機能を備えたまちづくりが行われてきました。学校後施設の活用にあたっては、これまで維持・保全されてきた環境を守りつつ、時代の変化に対応した更新を図ることが重要であると考えます。</p> | |
| 18 | <p>現病院、光四中跡施設、旧光七小跡施設、光四中と旧光七小の間の区道について、秋の陽小が抱える諸問題に最大限配慮した努力がみえる活用方法を再考してほしい。</p> | <p>光が丘第四中学校跡施設は、現練馬光が丘病院の課題を解消し、将来の医療需要に応えるためにも、練馬光が丘病院の移転改築先として活用します。</p> <p>光が丘第七小学校跡施設は、改修が必要となっている障害者福祉施設等の一時移転施設として活用します。</p> <p>両跡施設の活用にあたっては、秋の陽小学校の教育環境に最大限配慮し、今後も機会を捉えて区民の皆様にご説明していきます。</p> <p>なお、光が丘第四中学校敷地と光が丘第七小学校敷地の間にある区道は、住民の生活道路として利用されているため、引き続き区が管理していきます。</p> | |
| 19 | <p>光が丘第四中学校敷地への病院整備にあたっては、北側の秋の陽公園への日影や騒音に配慮してほしい。</p> | <p>光が丘第四中学校の跡施設活用にあたっては、隣接する光が丘秋の陽小学校や周辺住環境、秋の陽公園への影響に配慮して進めていきます。</p> | |

| 番号 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|-------|---|--|------|
| 8 その他 | | | |
| 20 | <p>小中連携を進めている中で、光が丘第四中学校よりも光が丘第三中学校を閉校すべきだったのではないかと。交通環境（車線や中央分離帯）もそのほうが良かったのではないかと。秋の陽小との小中連携がしにくくなる。</p> <p>地域全体で、区の計画を考えて欲しい。中学校選択制がなければ生徒減もなかったのではないかと。</p> | <p>光が丘第四中学校は、生徒数の減少により、望むべき教育環境を確保することが困難となったことから、条例が可決され、閉校の決定に至りました。</p> <p>区では、施設が離れた小中学校であっても小中一貫教育実践校として指定し、全中学校区で小中一貫教育を進めています。</p> <p>区立中学校の選択制度は、これまで二度にわたりこの制度の検証を行い、大きな見直しを行ってきました。今後も制度の課題を整理しながら、より良い制度運営に努めていきます。</p> | |
| 21 | <p>田柄地区区民館改修に伴い、光が丘秋の陽小学校内でねりっこクラブの実施を目指すとのことだが、実施場所は空き教室だけで足りるのか。</p> | <p>地区区民館の改修の際には、各館内の学童クラブを近隣の小学校内に設置し、早期にねりっこクラブの実施を目指す考えです。ねりっこクラブの実施にあたっては、学校と密に協議・連携し、放課後に使用できるスペースを確保します。</p> | - |
| 22 | <p>旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の小中一貫教育と適正配置について、説明会は開催されているが、小竹小学校の跡地の活用について示されていない。</p> | <p>今回の学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画は光が丘第四中学校および旧光が丘第七小学校の跡施設活用についての計画です。</p> <p>なお、平成 28 年 8 月に作成した、旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の 3 校を閉校し、小中一貫教育校へ再編する対応方針（案）では、小竹小学校の</p> | |

| 番号 | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応区分 |
|----|-------|--|------|
| | | <p>跡施設については、区の計画や地域のニーズ等を踏まえて検討を行うことをお示ししています。</p> | |